

☆2014年2月号☆

行 括 局 課 稅務管理課
尼崎市資産統括局
税務管理部
尼崎市東七松町 1-23-1
TEL 06-6489-6243

市税の回覧板

軽自動車税について

軽自動車税は毎年4月1日現在に、バイクや軽自動車・小型特殊自動車を所有している人に課税されます。名義変更や廃車手続きを平成26年4月2日以降にされても、平成26年度の軽自動車税は課税されますので、手続きは平成26年4月1日までにお願いします。

手續方法

- ・盗まれた…警察への盗難届け
 - ・市外に転出する…住所変更
 - ・人に譲る…名義変更
 - ・解体する…標識(ナンバープレート)の返納



詳しくは下表までお問い合わせください。

原動機付自転車 小型特殊自動車 ミニカー	尼崎市役所 税務管理課	〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23-1 (TEL 06-6489-6288)
3輪・4輪以上の 軽自動車	軽自動車検査協会 兵庫事務所	〒651-2145 神戸市西区玉津町居住67-1 (TEL 078-927-3648)
軽2輪車 2輪の小型自動車	神戸運輸監理部 兵庫陸運部	〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町34-2 (TEL 050-5540-2066)

※普通自動車のお問い合わせは、西宮県税事務所へ(TEL 0798-23-7788)

税制改正のお知らせ



○延滞金等の利率の見直し○

国税の見直しに合わせ、平成26年1月1日より地方税に係る延滞金、還付加算金の率を変更しました。

- ・ 延滞金: 年 14.6% ⇒ 年 9.2% (納期限後 1 ヶ月以内: 年 4.3% ⇒ 年 2.9%)
 - ・ 還付加算金: 年 4.3% ⇒ 年 1.9%

個人市民税・県民税の申告はお早めに

受付窓口は大変混雑しますので、申告書の提出は郵送でお願いします。持参する場合はあらかじめ必要事項をご記入ください。

駐車場のない申告・相談会場もあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

受付期間 平成26年2月17日(月)から平成26年3月17日(月)まで

提出が必要な人

平成26年1月1日現在、住所が市内にある人（住所は市外でも、事務所や事業所、家屋敷を市内に持っている人を含む。）は、平成26年度個人市民税・県民税申告書の提出が必要です。

ただし、次の①～③のいずれかに当てはまる人は提出不要です。

- ① 税務署に平成25年分所得税の確定申告書を提出する人
- ② 平成25年中の合計所得金額が基礎控除額（33万円）以下の人
- ③ 平成25年中の所得が給与のみで、支払者（会社など）から市役所へ平成26年度の支払報告書が提出される人

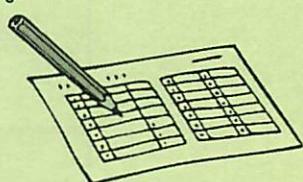
【注1】所得税の還付を受ける人や、損失を繰り越す人は、税務署に確定申告書を提出してください。

【注2】所得税の確定申告書を提出された場合、個人市民税・県民税の申告書の提出を省略することができますが、個人市民税・県民税の申告をもって、所得税の確定申告書の提出を省略することはできませんので、ご注意ください。

【注3】③に該当する人のうち、医療費控除などを受ける場合は市役所に申告書を提出してください。

提出書類

- ・ 平成26年度個人市民税・県民税申告書
- ・ 平成25年中の所得の明細書（源泉徴収票、給与明細・収支（所得）内訳書など）
- ・ 平成25年中に支払った医療費の領収書、生命保険料・地震保険料や国民年金保険料の控除証明書など支払金額が分かる書類（コピー可）

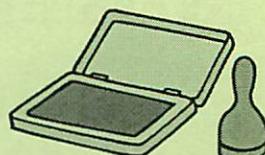


提出方法

昨年度実績などから、提出が必要と考えられる人へは、2月中旬までに申告書を郵送いたします。必要事項をご記入のうえ、必要書類を添えて、同封の返信用封筒に切手を貼ってご返送願います。

同封の記載例を見ても記載方法がわからない場合は、お電話でお問い合わせいただか、受付会場を次のとおり設けておりますので、可能な範囲で申告書にご記入いただき、直接会場へお越しください。

会 場	日程（午前9時から午後5時半まで）
市役所南館2階ロビー	2月17日(月)～3月17日(月)
園田東会館2階会議室	2月19日(水)
大庄支所2階ホール	2月20日(木)
園田支所3階ホール	2月26日(水)・27日(木)
立花支所3階ホール	3月4日(火)
小田支所3階ホール	3月5日(水)・6日(木)
武庫支所3階ホール	3月7日(金)



お問い合わせは市民税課まで
(市役所南館2階①番窓口)
TEL 06-6489-6246

～公的年金を受給されている人へ～

税務署への確定申告は不要でも、

市役所への個人市民税・県民税の申告 が必要な場合があります

平成23年分から、公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の場合は所得税の確定申告が不要（※）になりましたが、公的年金等以外の所得金額がある場合や、個人市民税・県民税で所得控除等を受けようとする場合は市役所への“個人市民税・県民税の申告”が必要なことをご存知ですか？（※所得税の還付を受けたり、株式等の損失を翌年に繰り越したりする場合は、税務署への確定申告が必要になります。）

次のフローチャートで個人市民税・県民税の申告の要否をお確かめください。

①「公的年金」と「給与」以外の所得はありますか？（※）

※「公的年金」と「給与」以外の所得とは？…事業所得、不動産所得、雑所得(シルバー人材センターの分配金、生命保険契約に基づく個人年金等)、一時所得(生命保険契約に基づく一時金等)等のことです。
※給与は、会社から市役所へ支払報告書が提出される人は申告不要です。

はい

いいえ

②平成25年中の合計所得金額は33万円以下ですか？

例えば、(A) 65歳以上(昭和24年1月1日以前生まれ)で、公的年金収入が125万円の人
 $\Rightarrow 125\text{万円} - 120\text{万円(公的年金控除)} = 5\text{万円(合計所得金額)}$

(B) 65歳未満(昭和24年1月2日以後生まれ)で、公的年金収入が125万円の人
 $\Rightarrow 125\text{万円} - 70\text{万円(公的年金控除)} = 55\text{万円(合計所得金額)}$

(C) 65歳以上で、公的年金収入が125万円と給与収入が90万円の人
 $\Rightarrow (125\text{万円} - 120\text{万円}) + (90\text{万円} - 65\text{万円(控除)}) = 30\text{万円(合計所得金額)}$

いいえ

はい

公的年金（または給与所得）の源泉徴収票をご覧ください。

③扶養親族や該当事項（障害者／寡婦(寡夫)）は合っていますか？

いいえ

はい

④次の（ア）または（イ）の非課税基準に該当しますか？

（ア）障害者または寡婦(寡夫)で、前年中の所得が125万円以下（※）である。

※公的年金収入のみ \Rightarrow 65歳未満は216万円以下、65歳以上は245万円以下

※所得が2種類以上ある \Rightarrow 各所得の合計が125万円以下

（イ）均等割非課税基準（※）に該当する。

※所得が2種類以上ある人は、一番下の「所得」欄でご確認ください。

控除対象配偶者・扶養親族数	0人	1人	2人	3人
公的年金収入のみ	65歳以上	155万円以下	211万円以下	246万円以下
	65歳未満	105万円以下	約171万円以下	約218万円以下
所得（収入－控除（経費））		35万円以下	91万円以下	126万円以下

いいえ

はい

⑤次のお支払いがあり、控除の適用を受けますか？

医療費／生命保険料／地震保険料（旧長期損害保険料）／寄附金（※）

※住民税の対象：都道府県・市区町村・兵庫県内の共同募金会・日赤支部/条例指定分

はい

いいえ

市役所への申告が**必要**です

市役所への申告は**不要**です

固定資産税・都市計画税について

平成26年度の納税通知書は、4月1日に発送します。

発送日：平成26年4月1日（第1期納期：平成26年4月1日から4月30日まで）

土地・家屋の評価額などが縦覧できます。

固定資産税（土地・家屋）の納税者は、土地や家屋の評価額などをそれぞれ記載する土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することによって、自分の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較することができます。

期 間 平成26年4月1日から4月30日まで ※土、日、祝日を除く。

場 所 市役所南館2階（午前9時から午後5時30分まで）

必要なもの お持ちの納税通知書又は固定資産課税台帳登録明細書、運転免許証など身分を証明できるもの、委任状（代理人の場合）



固定資産税のQ&A

Q1 店舗として使用していた家屋を住宅用に改修した場合、届出は必要ですか？

A1 この場合、住宅用地として認定できるので、住宅用地申告書を提出する必要があります。土地又は家屋の利用状況に変更があった場合、翌年1月31日までに資産税課に申告が必要です。

Q2 Aさんが平成25年12月に土地・家屋をBさんに売却し、平成26年2月に移転登記を済ませた場合、平成26年度から税金を納めるのはBさんですか？

A2 いいえ、Aさんです。土地・家屋に対する課税は、地方税法の規定により1月1日現在、登記簿に所有者として登記されている人をもって、納税義務者とすることになっています。したがって、平成26年度の納税義務者はAさんになります。

お問い合わせは資産税課まで Tel.06-6489-6264から6266

納期内納付のお願い

みなさまから納められた税金は、福祉や教育などの公共サービスを支えています。

税金を滞納すると市民サービスに支障を来たすとともに、期限内に税金を納めていただいている大多数の納税者との公平性を欠くことになります。必ず、納期限内に税金を納めるようしてください。

☆ 納税は安心・便利な「口座振替」で！！

☆ キャッシュカードで口座振替手続きができます。 口座届出印は不要！

「ペイジー口座振替受付サービス」を是非ご利用ください！！

お問い合わせは納税課収入整理担当まで Tel.06-6489-6285

●納期限内に納付が困難なときは●

納税が困難な事情がございましたら、お早めに納税課までご相談ください。

お問い合わせは納税課まで Tel.06-6489-6274